

後期高齢者医療制度のお知らせ

一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担が変わります

令和4年10月1日から、75歳以上の方で※₁一定以上の所得がある方※₂は、医療費の窓口負担割合が2割になります（現役並み所得者の方は10月1日以降も引き続き3割です）。

※1 65歳から74歳で一定のしょうがいの状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※2 住民税課税世帯で同一世帯に課税所得28万円以上の被保険者の方がいる場合に「年金収入＋その他の合計所得金額」が

- ・被保険者が1人の世帯 → 200万円以上
- ・被保険者が2人の世帯 → 320万円以上の方。

■後期高齢者医療制度へご加入中の方全員の保険証が新しくなります

9月中に新しい保険証を送付しますので、お手元に届きましたら新しい保険証をご使用ください。
新しい保険証は橙色で、有効期限は令和5年7月31日です。

※紛失したときや汚れたときは再交付しますので、役場窓口までお申し出ください。

※有効期限が令和4年9月30日と記載されている保険証は、新しい保険証が届きましたらハサミ等で裁断し破棄してください。

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）は変わりません

令和5年7月31日まで有効期限がありますので、10月1日以降もご使用ください。

問合せ ・北海道後期高齢者医療広域連合

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601

・安平町役場 健康福祉課国保・介護グループ ☎☎7072

令和4年度 成年後見支援センター 市民講演会、相談会の開催について

認知症や知的・精神しょうがいなどの理由で判断能力が不十分な方の権利を守るために苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町の1市3町で「とまこまい成年後見支援センター」が設置されています。今年度はむかわ町にて成年後見支援センター市民講演会、相談会を開催します。

日 時 9月27日(火) 14時～（開場 13時30分）

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、開催を延期または中止する場合があります。

場 所 むかわ町産業会館 第3会議室（むかわ町美幸2丁目88番地）

参 加 費 無料

講 演 内 容 「ともに支えあい みんなの笑顔がみえるまちづくり」をめざして
講師：大谷和広 弁護士

申 込 方 法 とまこまい成年後見支援センターまで電話もしくはFAXでお申し込みください。

申 込 締 切 9月20日(火)

申込み・問合せ 苫小牧市社会福祉協議会 とまこまい成年後見支援センター
☎0144☎7291 FAX0144☎7292